

第10次滝川市交通安全計画要旨

第1章 総論

第1節 交通安全計画について

1 計画の位置付け

- 根拠：交通安全対策基本法第26条
(陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱)
- 作成主体：滝川市交通安全対策会議

2 計画の期間

- 令和3年度～令和7年度（5年間）

3 計画の基本的考え方

- 交通事故のない社会を目指す

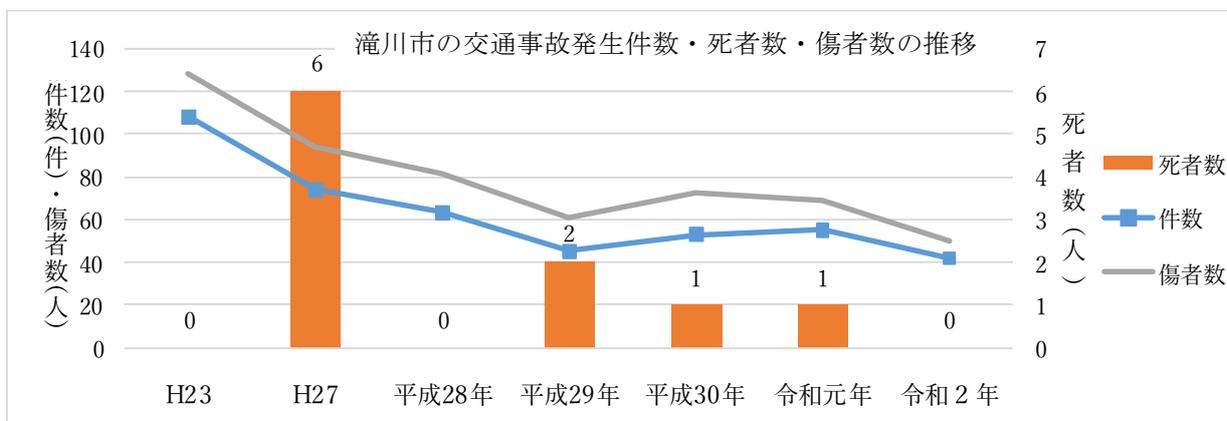
4 計画の進め方

- 交通事故の調査・分析・評価
- 国・道・関係機関等との連携

第2節 交通事故等の現状等

1 道路交通事故の現状と今後の課題

- 交通事故死ゼロ1000日を達成（滝川市では記録上で初）。
※下記グラフでは、令和元年に死者数1人となっているが、高速道路上での事故であるため、統計上この記録には含まれない。
- 年間死傷者数は前回計画時（H28～R2）に比べて4割減と大きく減少。



- 交通事故全体の件数・傷者数は10～3月の秋～冬に多い。
- 法令違反別発生状況では、前左右不確認、前方不注意、一時不停止で約5割を占める状況。
- 加害者の年齢階層別発生件数では、40歳代が最も多く、次いで20歳代、30歳代が多く、65歳以上の高齢者は約3割と比較的多い。
- 歩行者被害では、高齢者が半数以上を占めている。一方、自転車乗車中被害では、子供・高校生が5割強、高齢者が3割弱である。
- 各年齢層に対応した交通安全教育や啓発活動を行い、全ての年齢層において交通事故を減少させる必要がある。
- 通学路等の安全点検等を行い、学校、教育委員会、道路管理者、警察など関係機関と連携し、交通安全環境の整備を図る。

第3節 交通安全計画における目標

道路交通の安全についての目標

- 交通事故死者数ゼロを目指す。
- 年間死傷者数を確実に減少させる。

第4節 重点的な取り組み

1 高齢化社会を踏まえた総合的な対策

- 高齢者を対象とした交通安全啓発などを引き続き実施 など
- 地域交通の維持・確保

2 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転の根絶に向けた社会環境づくりを推進 など

3 自転車の安全利用

- 自転車利用者に対する交通安全教育等の充実、放置自転車撤去等の対策の推進 など
- 自転車の損害賠償保険等の加入促進

4 生活道路における安全確保

- 生活道路における交通の安全を確保するため、地域の実情を踏まえた交通安全対策を推進
- 子供の安全を確保する観点から、各種教育啓発の推進を引き続き実施 など

第2章 講じようとする施策（分野別）

